

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

【本則関係】

- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（抄）……………1

【附則関係】

- 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）（抄）……………7

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 基本方針等（第四条）</p> <p>第三章 特定事業の実施等（第五条―第十五条）</p> <p>第四章 公共施設等運営権（第十六条―第三十条）</p> <p>第五章 株式会社民間資金等活用事業推進機構による特定選定事業等の支援等</p> <p>第一節 総則（第三十一条―第三十六条）</p> <p>第二節 設立（第三十七条―第四十二条）</p> <p>第三節 管理</p> <p>第一款 取締役等（第四十三条・第四十四条）</p> <p>第二款 民間資金等活用事業支援委員会（第四十五条―第五十条）</p> <p>第三款 定款の変更（第五十一条）</p> <p>第四節 業務</p> <p>第一款 業務の範囲（第五十二条）</p> <p>第二款 支援基準（第五十三条）</p> <p>第三款 業務の実施（第五十四条―第五十六条）</p> <p>第五節 情報の提供等（第五十七条）</p> <p>第六節 財務及び会計（第五十八条―第六十一条）</p> <p>第七節 監督（第六十二条―第六十五条）</p> <p>第八節 解散等（第六十六条・第六十七条）</p> <p>第六章 選定事業に対する特別の措置（第六十八条―第八十二条）</p> <p>第七章 民間資金等活用事業推進会議等（第八十三条―第八十六条）</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 基本方針等（第四条）</p> <p>第三章 特定事業の実施等（第五条―第十五条）</p> <p>第四章 公共施設等運営権（第十六条―第三十条）</p> <p>第五章 株式会社民間資金等活用事業推進機構による特定選定事業等の支援等</p> <p>第一節 総則（第三十一条―第三十六条）</p> <p>第二節 設立（第三十七条―第四十二条）</p> <p>第三節 管理</p> <p>第一款 取締役等（第四十三条・第四十四条）</p> <p>第二款 民間資金等活用事業支援委員会（第四十五条―第五十条）</p> <p>第三款 定款の変更（第五十一条）</p> <p>第四節 業務</p> <p>第一款 業務の範囲（第五十二条）</p> <p>第二款 支援基準（第五十三条）</p> <p>第三款 業務の実施（第五十四条―第五十六条）</p> <p>第五節 情報の提供等（第五十七条）</p> <p>第六節 財務及び会計（第五十八条―第六十一条）</p> <p>第七節 監督（第六十二条―第六十五条）</p> <p>第八節 解散等（第六十六条・第六十七条）</p> <p>第六章 選定事業に対する特別の措置（第六十八条―第八十条）</p> <p>第七章 民間資金等活用事業推進会議等（第八十一条―第八十四条）</p> |

第八章 雑則（第八十七条）

第九章 罰則（第八十八条―第九十四条）

附則

（公共施設等運営権実施契約）

第二十二條 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始する前に、実施方針に従い、内閣府令で定めるところにより、公共施設等の管理者等と、次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「公共施設等運営権実施契約」という。）を締結しなければならない。

一 公共施設等の運営等の方法

二 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

三 公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法

四 派遣職員（第七十八条第一項に規定する国派遣職員及び第七十九条

第一項に規定する地方派遣職員をいう。以下この号において同じ。）

をその業務に従事させる場合には、当該業務の内容及び派遣職員を当該業務に従事させる期間その他派遣職員を当該業務に従事させること
に
関
し
必
要
な
事
項

五 その他内閣府令で定める事項

2・3 (略)

（株式、社債及び借入金の認可等）

第三十四條 機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定する募集株式（第九十三条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（以下「募集社債」という。）を引き受ける者の募集

第八章 雑則（第八十五条）

第九章 罰則（第八十六条―第九十二条）

附則

（公共施設等運営権実施契約）

第二十二條 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始する前に、実施方針に従い、内閣府令で定めるところにより、公共施設等の管理者等と、次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「公共施設等運営権実施契約」という。）を締結しなければならない。

一 公共施設等の運営等の方法

二 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

三 公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法

四 派遣職員（第七十八条第一項に規定する国派遣職員及び第七十九条

第一項に規定する地方派遣職員をいう。以下この号において同じ。）

をその業務に従事させる場合には、当該業務の内容及び派遣職員を当該業務に従事させる期間その他派遣職員を当該業務に従事させること
に
関
し
必
要
な
事
項

五 その他内閣府令で定める事項

2・3 (略)

（株式、社債及び借入金の認可等）

第三十四條 機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定する募集株式（第九十一条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（以下「募集社債」という。）を引き受ける者の募集

をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

第六章 選定事業に対する特別の措置

第六十八条～第七十七条 (略)

(国派遣職員に係る特例)

第七十八条 国派遣職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)

第二条に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、公共施設等運営権者の職員(常時勤務に服すること
を要しない者を除き、公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者に限る。以下この項及び次条第一項において同じ。)となるため退職し、引き続き当該公共施設等運営権者の職員となり、引き続き当該公共施設等運営権者の職員として在職している場合における当該公共施設等運営権者の職員をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。)は、同法第八十二条第二項の規定の適用については、同項に規定する特別職国家公務員等とみなす。

2 国家公務員法第百六条の二第三項に規定する退職手当通算法人には、公共施設等運営権者を含むものとする。

3 国派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、同法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等とみなす。

4 国派遣職員は、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条の二及び第二十条第三項の規定の適用については、同法第七

をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

第六章 選定事業に対する特別の措置

第六十八条～第七十七条 (略)

条の二第一項に規定する公庫等職員とみなす。

5 公共施設等運営権者又は国派遣職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二十四条の二（第四項を除く。）の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。

6 国派遣職員は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十七条第一項の規定の適用については、同項第三号に規定する行政執行法人職員等とみなす。

7 国派遣職員は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）第四条（第五号に係る部分に限る。）及び第五条（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同法第二条第四項に規定する特別職国家公務員等とみなす。

（地方派遣職員に係る特例）

第七十九条 地方派遣職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、公共施設等運営権者の職員となるため退職し、引き続き当該公共施設等運営権者の職員となり、引き続き当該公共施設等運営権者の職員として在職している場合における当該公共施設等運営権者の職員をいう。次項において同じ。）は、同法第二十九条第二項の規定の適用については、同項に規定する特別職地方公務員等とみなす。

2 公共施設等運営権者又は国派遣職員（前条第一項の退職前に地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四百二十二条第一項に規定する国の職員であった者に限る。）若しくは地方派遣職員は、同法第四百十条の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。

(職員の派遣等についての配慮)

第八十条 前二条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

第八十一条 (略)

(担保不動産の活用等)

第八十二条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合における会社法第四百六十一条第二項の規定の適用については、同項中「の合計額を減じて得た」とあるのは、「及び内閣府令で定める場合における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第八十二条第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額中内閣府令で定める金額の合計額を減じて得た」とする。

第七章 民間資金等活用事業推進会議等

第八十三条～第八十六条 (略)

第八章 雑則

第八十七条 (略)

第九章 罰則

第八十八条・第八十九条 (略)

(職員の派遣等についての配慮)

第七十八条 国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

第七十九条 (略)

(担保不動産の活用等)

第八十条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合における会社法第四百六十一条第二項の規定の適用については、同項中「の合計額を減じて得た」とあるのは、「及び内閣府令で定める場合における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第八十条第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額中内閣府令で定める金額の合計額を減じて得た」とする。

第七章 民間資金等活用事業推進会議等

第八十一条～第八十四条 (略)

第八章 雑則

第八十五条 (略)

第九章 罰則

第八十六条・第八十七条 (略)

第九十条 第八十八条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 (略)

第九十一条〜第九十四条 (略)

第八十八条 第八十六条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 (略)

第八十九条〜第九十二条 (略)

○ 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| | |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">改 正 案</p> | <p style="text-align: center;">現 行</p> |
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正）</p> <p>第十六条の二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第七十八条第一項中「次条第二項」を「次条第三項」に改める。</p> <p>第七十九条第一項中「次項」を「第三項」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。</p> <p>2 地方公務員法第三十八条の二第二項に規定する退職手当通算法人には、公共施設等運営権者を含むものとする。</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> |